

千曲川河川事務所松本地区工事安全対策協議会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、千曲川河川事務所松本地区工事安全対策協議会（以下、「地区協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 地区協議会は、国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所（以下、「事務所」という。）の工事施工に当たり、建設労働災害の防止に関する総合的な計画のもとに、工事の安全施工、建設労働者の安全衛生の確保及び第三者に対する安全を確保し、工事の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 地区協議会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 千曲川河川事務所工事安全対策協議会との連携及び調整
- (2) 工事期間中の安全パトロールの実施
- (3) その他、目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 地区協議会は、松本出張所長、松本出張所管理第二係長及び受注者をもって組織する。

- 2 地区協議会は、第3条の活動を行うに当たって、千曲川河川事務所工事安全対策協議会の参加を求めることができる。

(入会及び脱会)

第5条 地区協議会の受注者会員は、工事請負契約の締結または災害応急対策業務の協定締結をもって入会し、工事目的物の引渡または協定期間の満了をもって脱会する。

(役員)

第6条 地区協議会の会長は、松本出張所長とする。

- 2 地区協議会に、会長のほか次の役員を置く。
 - ・副会長：1名（松本地区受注者の代表者）

(役員の仕事)

第7条 会長は、地区協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。

(顧問)

第8条 地区協議会に顧問を置くことができる。

- 2 地区協議会は、第2条の目的達成のため、必要に応じ顧問の指導・助言を受ける。
- 3 顧問は、会議等に出席して、意見を述べることができる。

(事務局)

第9条 地区協議会の事務を処理するため、松本出張所に事務局を置く。

(経費)

第10条 地区協議会の活動に必要な経費は、事務局において負担する。

(その他)

第11条 この規約に定めのない事項については、役員会で協議し、会長が定める。

(附則)

制定：平成25年7月22日

改正：平成28年8月1日